

社会保険労務士法人 D・プロデュースが毎月お送りしています  
ブログも更新中！是非ご覧ください！

<http://d-produce.net/>

Facebook <https://www.facebook.com/d.produce>

2019年7月号

## Dプロニュース

ご連絡先：〒231-0012

神奈川県横浜市中区相生町 1-15 第二東商ビル 6F

TEL: 045-226-5482 FAX: 045-226-5483

E-Mail: [info@d-produce.com](mailto:info@d-produce.com)

HP: <http://www.d-produce.com>



### いよいよ発効する日中社会保障協定

#### ◆9月1日から日中社会保障協定が発効に

「社会保障に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定(日・中社会保障協定)」の効力発生のための外交上の公文の交換が、5月16日に北京で行われました。これにより、令和元年9月1日から協定の効力が生ずることになります。

昨年5月に日中の中で署名が行われましたが、日本側では社会保障協定は条約に該当し、国会の承認を得ることを必要としたため、発効までに時間を要したものです。

#### ◆社会保障協定はなぜ行われる？

社会保障協定は、①「保険料の二重負担」を防止するために加入すべき制度を二国間で調整する(二重加入の防止)、②保険料の掛け捨てとならないために、日本の年金加入期間を、協定を結んでいる国の年金制度に加入していた期間とみなして取り扱い、その国の年金を受給できるようにする(年金加入期間の通算)、ために締結しています(ただし、イギリス、韓国、イタリアおよび中国については、①の保険料の二重負担防止のみ)。

現在、日本は、ドイツ、イギリス、韓国、アメリカなど22カ国と協定を署名しており、うち19カ国は発効しています(署名済未発効の国:イタリア、中国、スウェーデン)。

#### ◆日中社会保障協定の効果

これまで、日・中両国の企業等からそれぞれ相手国に一時的に派遣される被用者(企業駐在員等)等には、日・中両国で年金制度への加入が義務付けられていたため、年金保険料の二重払いの問題が生じていました。日中社会保障協定は、この問題を解決することを目的としており、この協定の規定により、派遣期間が5年以内の一時派遣被用者は、原則として、派遣元国の年金制度にのみ加入することとなります。要するに日本から中国に5年以内の期間を予定して派遣される人は、中国の年金制度に加入する義務は免除され、引き続き、国民年金または厚生年金に加入するということです。一方、中国から日本に同様に派遣されてくる人は、日本の年金制度への加入が免除され、引き続き、中国の年金制度に加入し続けることになるのです。

在中国在留邦人数(永住者を除く)は、121,095名(うち民間企業関係者(本人)70,135名)に上ります(平成29年10月現在)。協定が発効すれば、企業、駐在員等の負担が軽減されますし、さらに日本企業の競争力向上や日・中両国の人的交流が一層促進されることが期待されています。

### 就職氷河期世代、ひきこもりの就業支援策

#### ◆3年間で30万人を正規雇用に

政府は、6月下旬に閣議決定される「経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)」の原案に、30代半ばから40代半ばの就職氷河期世

代を対象とした支援プログラムを設け、今後3年間で正規雇用者を30万人増やす数値目標を掲げることを盛り込みました。

支援プログラムは、バブル崩壊後の1993～2004年頃に大学や高校を卒業したいわゆる就職氷河期世代の非正規雇用者(少なくとも50万人)や、ひきこもり状態にある人を含めた約100万人を対象とし、これらの人たちの実態やニーズを明らかにし、必要な人に支援が届く体制を構築することを目指すとしています。

#### ◆具体的な施策は？

骨太の方針の原案に盛り込まれた支援プログラムの具体的な施策としては、厚労省が5月にまとめた「就職氷河期世代活躍支援プラン」に、以下のような項目が掲げられています。

- ・人材紹介会社が教育訓練や職場実習等を行い、正規雇用につなげる事業の創設
- ・ハローワークに専門窓口を設置し、担当者によるチーム支援を実施
- ・建設業や運輸業等の業界団体を通じて短期間で資格等が習得できる訓練コースを創設
- ・「特定求職者雇用開発助成金(安定雇用実現コース)」の活用促進

#### ◆地域ごとのプラットフォームの形成・活用

同プランでは、就職氷河期世代等の対象者の就職・社会参加を実現するために、自立相談支援機関や地域若者サポートステーション、ハローワーク、経済団体、ひきこもり家族会等が市町村レベルのプラットフォームを整備していき、支援の輪を広げていくとしています。また、関係省庁・経済団体との連携、地域ごとのプラットフォームの活用等のあらゆるルートに通じた戦略的な広報を展開していくとしています。

#### ◆社会保険適用拡大も？

さらに、関連施策として、次期年金制度改正に向けて短時間労働者等へのさらなる適用拡大が検討されています。就職氷河期世代やひきこもり状態にある人の就労支援や職業的自立の促進等につながるため改正が期待されます。

【内閣府「就職氷河期世代支援プログラム関連

参考資料(内閣府)】

[https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kai gi/minutes/2019r/0611/shiryo\\_01.pdf](https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kai gi/minutes/2019r/0611/shiryo_01.pdf)

【厚生労働省「就職氷河期世代確約支援プラン」】

<https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/000513529.pdf>

#### 職場におけるハラスメントの実態の連合調査から

連合は、国際労働機関(ILO)の総会で「仕事の世界における暴力とハラスメント」に関する条約案が採択されるよう、日本政府に条約案の支持と採択後の批准を求めています。このたび、職場や就職活動におけるハラスメントの実態を把握して条約の必要性をアピールするため、「仕事の世界におけるハラスメントに関する実態調査2019」をインターネットリサーチにより実施しました(対象は全国の20歳～59歳の有職者1,000名)。その調査結果の一部を紹介します。

#### ◆ハラスメントの有無

「職場でハラスメントを受けたことがある」と答えたのは全体の38%。決して少なくない数です。そして、そのうちの54%が「仕事のやる気がなくなった」と回答しています。また、22%が「心身に不調をきたした」、18.9%が「仕事を辞めた・変えた」と答えています。

#### ◆ハラスメントの種類

「を受けたことのあるハラスメントの内容」については、「脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言などの精神的攻撃」が最も多く41.1%、「業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害などの過大な要求」が25.9%等、パワーハラスメント(以下、パワハラ)に該当する行為を受けたという人が散見されました。「セクシャル・ハラスメント」(以下、セクハラ)は26.7%で、男性よりも女性のほうが高く、女性の約4割が受けたと答えています。

#### ◆ハラスメントの相手

“上司”からのハラスメントで多いのは、「脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言などの精神的攻撃」が最も多く 28.1%、“同僚”からのハラスメントは、「人間関係からの切り離し」が 19.4%と最も高くなりました。また、“取引先”からのハラスメントでは、「セクハラ」が 28.1%、“顧客”からのハラスメントでは、「精神的な攻撃」が 23.3%で最も高くなりました。

#### ◆ハラスメントを受けた時の相談相手

ハラスメントを受けた時、56%が誰かしらに相談していて、その相手として多いのが、「職場の上司・先輩」(23.7%)、「職場の同僚」(18.1%)、となっています。一方で、ハラスメントを受けたことのある人の半数近くが「誰にも相談しなかった」と回答していますが、その理由は、「相談しても無駄だと思ったから」が圧倒的の 67.3%でした。

#### ◆就職活動中におけるセクハラ

就職活動を行った人(835名)への就職活動中にセクハラを受けたことがあるかという質問に対しては、89.5%が「受けたことはない」との回答でした。「受けたことがある」10.5%のうちでは、20代男性が最も多く、5人に1人の割合であることがわかりました。

また、セクハラの内容としては、「性的な冗談やからかい」(39.8%)、「性的な事実関係(性体験など)の質問」(23.9%)、「食事やデートなどへの執拗な誘い」(20.5%)となっています。「性的な冗談やからかい」は、主に“人事担当者”から受け、「食事やデートへの執拗な誘い」や「性的な関係の強要」といったハラスメントは、“OB・OG”から受けたとの回答が目立ちました。

条約の行方はともかく、ハラスメントへの対策は、当事者が傷つくばかりではなく、企業イメージを損ね、採用や人材定着にも影響を与えるものです。企業にも一層の気遣いが求められるところでは。

#### 7月の税務と労務の手続提出期限 【提出先・納付先】

10日

- 健保・厚年の報酬月額算定基礎届の提出期限[年金事務所または健保組合]<7月1日現在>
  - 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]
  - 特例による源泉徴収税額の納付<1月～6月分>[郵便局または銀行]
  - 雇用保険被保険者資格取得届の提出[公共職業安定所]<前月以降に採用した労働者がいる場合>
  - 労働保険の今年度の概算保険料の申告と昨年度分の確定保険料の申告書の提出期限<年度更新>[労働基準監督署]
  - 労働保険料の納付<延納第1期分>[郵便局または銀行]
- 16日
- 所得税予定納税額の減額承認申請<6月30日の現況>の提出[税務署]
  - 障害者・高齢者雇用状況報告書の提出[公共職業安定所]
- 31日
- 所得税予定納税額の納付<第1期分>[郵便局または銀行]
  - 労働者死傷病報告の提出[労働基準監督署]<休業4日未満、4月～6月分>
  - 健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]
  - 健康保険印紙受払等報告書の提出[年金事務所]
  - 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出[公共職業安定所]
  - 外国人雇用状況の届出(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日>[公共職業安定所]
  - 固定資産税・都市計画税の納付<第2期>[郵便局または銀行]
- ※都・市町村によっては異なる月の場合がある。

#### 編集後記

皆様、はじめまして。  
昨年9月に入社以来、初めて筆を執らせていただきます。

D・プロデュースの千葉と申します。

若輩者ではありますが、一心一意の精神で頑張ります！

暦の上では夏ですが、全く夏の気配を感じられない今日この頃。

今年の梅雨は、例年に比べ降雨量が多いように感じます。

ニュースでも連日にわたって九州地方の土砂災害などが報じられ、

心配が続く毎日です。被災されました皆様におかれましては、

1 日でも早く心休まる日々が取り戻せるよう、お祈りしております。

他方、関東でもどんよりとした冴えないお天気が続いていますね。

残念ながら今年の七夕も天の川を見ることは叶いませんでした。

空はびっしりと雲に覆われ、梅雨の星を観ることさえ出来ず、

やっぱりなあと思いつつも何だか物足りない感じ

です。普段から星を眺めて過ごすような、ゆとりある生活送ることは

中々出来ませんが、観られないとなると急に口惜しい気持ち(笑)

プラネタリウムでも行こうかなと考え中です。

(ただし算定のビックウェーブを乗り越えてから...)

近年のプラネタリウムは、音楽やアロマでの演出など

工夫を凝らしたものも多くあるので、

多忙な毎日をお過ごしの皆様にもオススメです。

忙しい時期でもリラックスできる時間は大切。

休息をとりながら、この鬱屈とした季節を乗り切りましょう。

どうかご自愛ください。